

学位論文題名

不当利得法と担保物権法の交錯

学位論文内容の要旨

1. 本研究は、独立した三つの論文から成るが、その対象はいずれもいわゆる「転用物訴権」の法的構造の検討である。そこで、以下では以上三つの論文全体の骨格を整理して示すこととする。

2. 転用物訴権は、例えば「契約上の給付が契約相手方のみならず契約外の第三者の利益となった場合に、給付をなした契約当事者がその第三者に対し不当利得返還請求する場合」と定義されている。即ち、契約関係に基づいて給付された財貨の第三者に対する追求が問題とされている。かつてのわが国の学説は一般的な形で転用物訴権を肯定しており、かつ裁判例もこれを認めたものが多い。しかし近時の学説は、ドイツの不当利得法の類型論の影響を受け、転用物訴権に否定的乃至は厳しく制限する者が多い。その論拠は、第三者に対する直接請求を容認すると、(イ) 給付者は契約相手方の一般債権者に優先して弁済を受ける、(ロ) 第三者と給付受領者間の対価的關係が損なわれる、つまり債権者平等と取引の安全が破られるからである。加えて、(ハ) 有効な契約関係により移転した財貨について、何故契約相手方に対する反対給付の履行請求ではなく第三者に対する追求が成立するのか、を問題とする見解もある。その結果、転用物訴権は成立の余地がないか、或いは第三者と給付受領者間の利得移動が無償の場合に限ってこれを認めるべきものとされる。さらに近時の学説は、ドイツの不当利得法学説もこれを裏付けているとする。

3. しかし本研究は、わが法とドイツ法との財貨移転を規律する法構造の差異故に、近時の学説は支持できないと考える。ひいてはドイツ法自体の理解としても以上の学説は不十分である。と言うのは、契約が有効であるにもかかわらず、第三者に対する追求が認められる前提は、給付者に一定の財貨帰属割当が残存しているからであろう。さらに、契約が無効・取消となった場合にも原権利者への財貨帰属性ひいては第三者への追求を認めるか否かも、契約が有効な場合と同様契約関係が財貨の排他的帰属割当をどの程度切断するか、という評価によるからである。このような視角からドイツ法を見ていくと、(イ) ここでは物権変動においても無因原則が採用され、契約関係の介在により原所有者の帰属割当は完全に切断される。それ故、第三者はその財貨取得態様と絶縁された取引の安全が保障され(無因的信頼保護)、かつ債権者平等の原則も実現される。このような無因的取引の安全を定式化したのが、類型論による多当事者間の不当利得乃至は転用物訴権の処理であることがわかる。(ロ) 他方で、具体的にわが国で転用物訴権の例としてとりあげられた事案の解決は、ドイツ法では法定担保権の成否という形で問題とされている。しかもそ

こでの結論は、法定担保権による給付者の直接請求の容認（注文者が所有者ではない動産を修理した請負人の所有者に対する直接請求）、及び本来は法定担保権を通して認めらるべき直接請求のドイツ法に固有の問題性（抵当証券の流通、不動産物権の厳格な公示の要請）故の挫折であった。即ち、ここでは有効な契約関係の存在にもかかわらず給付者に財貨帰属性が原理的には容認し得るという評価が見てとれる。（ハ）さらに、ドイツ法では本来財貨追求が許さるべき局面でも、第三者に無因的信頼保護を与えんとする指向性が見てとれるが、反対に善意・有償取得した第三者を保護すれば足る（具体的信頼保護）とする見解もある。即ち、給付関係によって財貨追求を当初より排除するか、あるいは第三者の権利取得で追求を切断するかは、本来選択的なのである。

4. 以上のようなドイツ法とわが法とを比較すると、両者の財貨規律の範型は基本的に大きく異なっていることがわかる。即ち、（イ）物権変動で無因原則をとらないわが法では、契約が無効・取消となれば給付者（原所有者）は第三者に対して所有物返還請求により直接請求が可能である。第三者の取引の安全を守るのは、個別的な第三者保護の規定及び理論による。いわば具体的信頼保護が問題となっている。さらにそこでは債権者平等の原則は後退させられている。即ち、わが法では契約関係の介在にもかかわらず、原権利者への財貨帰属性を前提とした処理がなされている。（ロ）今一つわが国で多当事者が関与する不当利得のケースで伝統的に論じられていた「金銭騙取」の事例では、判例は第三者追求を容認した上でその財貨取得態様（善意・無重過失）によって直接請求を切断している。しかも近時の学説も多くはこの態度を容認し、「価値のヴィンデカチオ」という法律構成を与えている。これは金銭についても財貨追求力を容認したうえで、（緩和された）具体的信頼保護を与えたものに他ならない。（ハ）さらに、わが国の法定担保物権制度は公示の原則を重視せず、原権利者の財貨追求即ち転用物思想を具体化したものに他ならない。このように考えると、契約関係内での財貨追求の排除により第三者に無因的信頼保護を与え、公示の原則の重視とあいまって債権者平等の実現されるドイツ法の財貨規律の範型と、財貨帰属性を前提としてその結果第三者に具体的信頼保護を与え、公示の原則の後退故に一般債権者に対する原権利者の優先を認めるわが法の範型の違いが判然とする。

5. 以上の考察から転用物訴権の法的構造、そのあり方への帰結を要約すると次の様になる。わが法においては、契約関係が無効・取消となった場合は原権利者に財貨帰属が復帰する。契約関係が有効な場合にも給付者に一定の財貨帰属が保障される場合があり、この理は特に法定担保物権の構造に表現されている。しかも、わが法の法定担保権は広範な転用物思想を表現するものである。以上を前提として、財貨が第三者に帰属した場合、原権利者の財貨帰属が第三者に対する追求力として顕在化する（転用物訴権）。その際に第三者保護はドイツ法とは異なり、具体的信頼保護によって与えられる。即ち、権利取得事由乃至利得消滅の抗弁がこれにあたる。以上の具体的信頼保護のあり方は、移転した財貨の性質、第三者の権利取得態様に依存する。請求の範囲も同様の信頼保護に服することとなる。故に、転用物訴権の成否・範囲の判断には、移転した財貨の性格の精査が必要であろう。その際に財貨が文字通り有体物所有権の形をとる場合は所有権保護のあり方が、有体物所有権ではない場合は法定担保権の性格が、転用物訴権の性格を規定することになる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 瀬 川 信 久
副 査 教 授 吉 田 邦 彦
副 査 助 教 授 田 村 善 之

学 位 論 文 題 名

不当利得法と担保物権法の交錯

下請負人が請負建物を完成したが元請負人が倒産したとき、下請負人は注文者に未払い代金を請求できるか。請負人が借家人の注文により借家を改修した後に借家人が無資力になったとき、請負人は家主に、建物の価値の増加分の返還を請求ができるか。一般的に、Xが契約に基づいてMに給付したところ、その給付から第三者Yが利得を得たとき、XはYに不当利得返還を請求できるか。この転用物訴権の問題を、かつての通説（公平説）・判例は「法律上の原因なくして」という要件による制限を課しつつも肯定していた。しかし、近時の学説は、ドイツの類型論の影響を受けてこれを否定する傾向にある。このような中で、本論文は、ドイツの議論の再吟味のうえに、転用物訴権をより広く認める解釈論を提示するものである。

本論文は三部からなる。第一部、第二部では、まず、この問題をめぐる日本法とドイツ法の思考図式が異なることを明らかにする。すなわち、日本法では、物権変動において無因主義を採らず、契約が無効・取消しとなれば給付者（原所有者）は第三者に対し直接、所有権返還を請求できる。第三者の取引の安全は個別的な第三者保護規定によっている（具体的信頼保護）。ここでは、債権者平等の原則は後退している。これに対し、ドイツでは、無因原則が採用され、契約関係があると原所有者は追及力を完全に失う。このゆえに第三者はその財貨取得態様にかかわらず取引の安全が保障され（無因的信頼保護）、かつ債権者平等の原則が実現される。ドイツの類型論が、不当利得を給付利得と侵害利得に分け、給付されたことを理由に転用物訴権を否定するのは、このような思考図式に基づいている。ところで、このような異なる思考図式の中で、いくつかの実際の問題では類似の解決が採られている。例えば、転用物訴権に隣接する「金銭騙取」の事例で、わが国では第三者の悪意・重過失の場合に不当利得返還請求を認めているが、ドイツの判例・学説も第三

者追及を容認したうえで、その財貨取得態様（善意・無重過失）によって直接請求を切断している。また、請負の事例は、わが国では転用物訴権の典型例として請求を肯定してきたが、ドイツ法では、占有者の費用償還請求制度あるいは法定担保制度によって、占有を要件に直接請求を認めている。

第三部では、ドイツとスイスの建築請負人の債権担保制度を検討して、以上の考察を具体的に検証すると同時に、建築債権担保の問題を一般的・総合的に考察している。ここでの分析は、抵当証券の流通、土地投機、建築業の分業化など問題の社会的背景に及んでいる。

本論文は、転用物訴権を中心に、不当利得法のいくつかの範型・思考図式を整理し、各範型の基礎にある諸考慮を析出し、これによって、ややもすると形式的な整理学にとどまっていた不当利得法の類型論に実質的な意味を与えた（契約の危険、信用の危険、請負人の先履行義務の補完などの考慮の析出）。と同時に、この作業によって、民法、不当利得法の片隅に位置する転用物訴権の問題が、物権と債権の区別、所有権法領域と契約法領域の関係（第三者追及権を、所有権と契約連鎖のいずれの効果として考えるか）、物権変動の有因・無因、有体物と無体物の規制の違いなど、民法全体の体系と連関していることを明らかにした。これが本論文の最大の功績である。

本論文の特長としてはこのほかに、各学説の細部と議論の基礎にある裁判例の丁寧な検討、立法の背後にある社会事情の調査などによって、法制度・判例・学説の一面的、表面的な理解を越えて、問題の核心を複眼的に捉えていること、法解釈論上の問題から出発しながらも、判例・立法の背後にある社会的背景に及んでいることなどをあげることができる。また、否定説の方向で決着がつくかに思われていた転用物訴権の問題に、肯定説の視点を説得的な形で提示したことは、解釈学説として重要である。

本論文は時間をかけて執筆したものをまとめているために、三つの部の間に繰り返しが残っている。また、転用物訴権を肯定する要件・判断基準を細部までは定式化していない。不当利得法の諸範型が形成された学説史については、やや不透明で端緒的な記述にとどまっている。しかし、上記の功績に比すれば、これらは些細な瑕疵、あるいは残された課題と言うべきであろう。

審査委員会は、本論文が博士（法学）に値すると判断した。